

「登記されていないことの証明書」の交付事務について  
(成年被後見人等とする記録がない旨の証明)

こちらのページは、資格や免許の登録、更新等の手続で登記事項証明書(正式には「登記されていないことの証明書」といいます)が必要な方への案内になります。

交付場所:奈良地方法務局本局3階 戸籍課(Tel.0742-23-5534(代表))

(支局及び出張所ではお取り扱いしていません。)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

(交付に要する時間は約5分～20分程度となっております。)

手数料:1通 300円分収入印紙

(収入印紙は当法務局2階でも販売しております。)

お持ちいただくもの

(1) 本人が申請する場合

- ①本人確認書類(運転免許証, 健康保険証等)
- ②印鑑(認印可)
- ③手数料分の収入印紙

(2) 代理人が申請する場合

- ①委任状
- ②代理人の本人確認書類(運転免許証, 健康保険証等)
- ③代理人の印鑑(認印可)
- ④手数料分の収入印紙

上記の方法以外にも申請方法があります。電話にてお問い合わせください。

不明な点等がありましたら、あらかじめ電話でお問い合わせください。

なお、**郵便による請求・交付は、東京法務局のみでの取扱い**となりますので、ご了承ください。

証明申請書や委任状等の印刷等につきましては、下記のリンクから東京法務局のページをご覧ください。

東京法務局 登記されていないことの証明書の説明

[http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i\\_no\\_02.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html)